

第 22 回住民記録システム等標準化検討会

日 時：令和 6 年 1 月 29 日(月)

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

水島 聡史 神戸市地域協働局住民課係長

木野内 誠 筑西市企画部情報システム課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部参事兼情報政策課長

摩尼 真 町田市政策経営部デジタル戦略室担当課長

高橋 登 日野市企画部参事兼情報政策課長

森 圭子 藤沢市市民自治部市民窓口センター センター長補佐

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

熊谷 和泉 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長

河合 明人 倉敷市市民課主幹兼デジタルガバメント推進室主幹

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会理事兼企画振興課長

西川 亨 全国知事会調査第一部長

西嶋 大文 全国町村会行政部副部長（代理出席）

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構理事

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構

ICT イノベーションセンター 副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構

被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

千葉 大右 デジタル庁地方業務標準化エキスパート

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

植田 昌也 総務省自治行政局住民制度課長

名越 一郎 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

小牧 兼太郎 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長

君塚 明宏 総務省自治行政局地域DX推進室長

日上 俊祐 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐（代理出席）
小川 久仁子 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）

【準構成員】

長友 悟 株式会社 RKKCS 企画開発本部住基内部システム部長
上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部長
新谷 則之 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部
住民情報システム設計グループ課長
山崎 高広 株式会社電算開発本部ソリューション 1 部
藤野 正則 日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門
住民情報システム開発統括部 住民情報グループ
プロフェッショナル
青木 弘明 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ
公共情報サービス第一事業部公共パッケージ開発第一本部
ADWORLD強化センター センタ長
大村 周久 富士通 Japan 株式会社ソリューション開発本部
社会保障・フロントソリューション事業部
シニアディレクター

【議事】

1. 住民記録システム標準仕様書【第 5.0 版】案、印鑑登録システム標準仕様書【第 3.2 版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 3.0 版】案について
2. 振り仮名法制化に伴う旧氏の振り仮名の対応について
3. その他

【概要】

1. 住民記録システム標準仕様書【第 5.0 版】案、印鑑登録システム標準仕様書【第 3.2 版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 3.0 版】案について
事務局より、住民記録システム標準仕様書【第 5.0 版】案、及び印鑑登録システム標準仕様書【第 3.2 版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 3.0 版】の改定事項について、資料 1「今後の住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の修正点(案)」を用いて、振り仮名法制化及び指定都市要件の再検討事項に係る各仕様書の主な変更点の説明を実施。
- 氏名の振り仮名法制化により、日本人住民の氏と名それぞれ振り仮名の届出が可能と認識している。その場合、振り仮名公証フラグを用いて、氏と名それぞれの公証有無を管理することとなるか。

→ご認識のとおり、振り仮名公証フラグを用いて、氏と名それぞれの公証有無を管理する必要がある。

○受理地、本籍地及び住所地がそれぞれ異なる自治体の場合において、受理地に氏名の振り仮名の届出があった場合は、本来本籍地で戸籍に記載された後、住所地の住民票に記載されるべきと認識しているが、資料1のとおり9条2項通知により受理地から住所地へ直接届出された振り仮名情報が連携される場合、戸籍側で届出情報の不備等が発生した際にどのようなスキームとなるか等示して欲しい。

→氏名の振り仮名の届出の受理地より、本籍地及び住所地に受理した氏名の振り仮名が連携され、戸籍及び住民票に記載されることを想定している。関係機関及び省庁と本取扱いについて精査した上、連携の流れや運用方法について後日周知することを検討している。

2. 振り仮名法制化に伴う旧氏の対応について

事務局より、資料11「氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討(旧氏の振り仮名対応等に係る現時点の想定)」を用いて、住民票及び戸籍附票への旧氏の振り仮名の記載に係る制度の検討概要並びに当該制度改正を想定した場合における住民記録システム、印鑑登録システム及び戸籍附票システム標準仕様書の改定内容の説明を実施。

○旧氏及び旧氏の振り仮名は本人が届出を行うが、一方で氏の振り仮名は戸籍の筆頭者が届出を行うこととなるため、それぞれ届け出る人が異なる場合があると認識して相違ないか。その場合、氏名の振り仮名が公証された後に、異なる旧氏の振り仮名の届出を行うことがあるということか。

→旧氏の振り仮名の届出は本人のみとしており、氏の振り仮名の届出者と異なる場合がある。旧氏の振り仮名を届出する際には戸籍の書類を根拠資料として持参していただくことを検討しているため、従前の戸籍の氏の振り仮名が公証された後に旧氏の振り仮名の届出を行う場合には、公証された従前の戸籍の氏の振り仮名が記載される想定である。

○旧氏の振り仮名が従前の戸籍の氏の振り仮名に先行して公証されることはあり得るか。

→氏名の振り仮名の届出と旧氏の振り仮名の届出を並行しておこなう予定のため、旧氏の振り仮名が従前の戸籍の氏の振り仮名に先行して公証される状況は起こり得ると考える。戸籍における氏の振り仮名の届出については、今現在名乗っている氏の振り仮名の届出を行い、住民票における旧氏の振り仮名の届出については、過去に名乗っていた氏の届出を行う整理となる。

○氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名に対応するために、各ベンダー及び市区町村にて標準準拠システムの導入と並行して、当該対応が必要と認識している。人的リソースの観点からベンダーと市区町村の双方で負担が大きいと見込んでいるが、仮にベンダーと市区町村いずれかの都合により標準化期限までに移行が間に合わない場合、移行困難システムとなるか。

→移行困難システムについての整理を変えることはない。開発に影響がでないように情報提供は速やかに行っていく必要がある、本検討会においても旧氏の振り仮名については政令で決まったものではない中で、仕様書の案を先行してお示ししている。今後も意見を伺いながら必要な対応を進めていく。

○届出された旧氏の振り仮名が、一般的に認められる振り仮名でなかった場合、窓口にてどのような対応をすべきか示して欲しい。

→氏名の振り仮名記載ルールとして、「氏名に用いる文字の読み方として一般に認められているものであること」、また「現に使用している氏の読み方が通用している証を書面で提出すればその読み方で届出することができる」となっており、旧氏の振り仮名についても同様に対応いただくよう周知する予定である。

3. その他

→本日議論いただいた内容を踏まえた仕様書案を基に座長一任いただいたことから、本検討会意見については、座長、会長及び事務局で整理を行った上で標準仕様書を取りまとめ、1月末に公表を行う。

以上